

# 久米島町教育旅行助成制度

平成 31 年 4 月 1 日

(一社)久米島町観光協会(以下「協会」という)は、県外および県内の小学生・中学生・高校生が教育旅行で久米島町に来町する場合、旅行経費の一部を助成します。

## 制度概要

### 【助成対象】

- ① 久米島町外の小学校・中学校・高等学校が実施する教育旅行で久米島を行程に含むもの。
- ② 平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 2 月 20 日の間に行われる教育旅行。

### 【助成条件】

久米島町内で 1 泊以上宿泊し(教育旅行民泊も可)、当協会が指定する体験メニューを 1 つ以上実施すること。

### 【助成金額】

児童・生徒を対象とし 1 人当たり 5,000 円を助成する。

そのうち、事務手数料として旅行会社は 10% (1 人当たり 500 円) を収受できる。

ただし、助成金の申請が当協会の予算に達した場合は、受付を締切る。

### 【助成対象者】

当該教育旅行を催行する旅行会社

## スケジュール

### 【助成金申請手続き】

- ① 旅行会社が「教育旅行実施報告書兼助成金交付申請書(様式第 1 号)」を協会へ提出
- ② 旅行会社が「行程表」「見積書(助成前の金額の詳細内訳を明記)」「宿泊証明書」「人数を証明できる書類(搭乗証明書・乗船証明書等の写し)」を協会へ提出  
※見積書へも助成金利用の旨記載してください。
- ③ 協会において「教育旅行助成金交付決定及び額の確定通知書(様式第 2 号)」を旅行会社へ発行
- ④ 旅行会社が「久米島町教育旅行助成金請求書(様式第 3 号)」を協会へ提出
- ⑤ 協会より旅行会社へ支払い

<お問合せ先>

(一社)久米島町観光協会 TEL: 098-896-7010